

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（66）

2018年9月13日

水戸地方裁判所民事第2部合議アA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之  
外

1 平成30年北海道胆振東部地震についての訂正等

甲D73、7ページの図中の記載によれば、胆振東部地震のモーメントマグニチュード  $M_w$  は6.6であったとされている。したがって、この地震の  $M_w$  が  $M_w6.5$  未満であったとする準備書面（65）の主張は訂正する。

[https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2018/20180906\\_iburi.pdf](https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2018/20180906_iburi.pdf)

また、甲D74によれば、Kik-NET 追分観測点で、南北成分 1004 ガル、上下成分 1591 ガル、3成分合成 1796 ガルを観測した。とりわけ上下成分の値が極めて大きいことが問題となる。

2 地震動審査ガイドの規定の修正の必要性

地震動審査ガイドでは、 $M_w6.5$  未満の地震は、「地表地震断層が出現しない可能性のある地震」であり、断層破壊領域が地震発生層の内部に留まり、国内においてどこでも発生すると考えられる地震だとされ、 $M_w6.5$  以上の地震は、「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」であり、震源断層がほぼ地震発生層の厚さ全体に広がっているものの、地表地震断層としてその全容を表すまでには至っていない地震だとされている。

今回の胆振東部地震が  $M_w6.6$  だとすると、この地震の断層破壊領域は地震発生層の内部に留まっている地震であるから、上記の分類には合致しない。したがって、今回の胆振東部地震は、地震動審査ガイドの「震源を特定せず策定する地震動」に関する上記の分類に修正を迫るものとなっている。

以上